

## アルコール健康障害対策基本法に基づく

### 「京都府アルコール健康障害対策推進計画」（中間案）について（概要）

#### 1 はじめに

- 府内の飲酒の状況
  - ・「多量飲酒者」は若干の増加傾向、特に女性の割合が増加
  - ・「生活習慣病のリスクを高める量を飲酒する者」は全国値より高い状況
- アルコール依存症患者の現状
  - ・府内のアルコール依存症患者数は約 2.2 万人と推計（全国推計値からの推計）

#### 2 京都府アルコール健康障害対策推進計画について

##### (1) 計画策定の趣旨

アルコール健康障害（「アルコール依存症その他の多量の飲酒、未成年者・妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害」）に対し、本府の実情に応じ、発生から進行、再発の各段階に応じた予防施策に総合的に推進するため策定

##### (2) 計画の位置づけ

アルコール健康障害対策基本法第 14 条第 1 項に基づく都道府県計画

##### (3) 対象期間

平成 29 年度から平成 32 年度までの 4 年間

#### 3 基本的な考え方

##### (1) 基本理念

- ・各段階に応じた防止対策、当事者・家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むための支援を実施
- ・飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に関する施策との有機的な連携

##### (2) 基本的な方向性（共通認識）

- ア 正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する社会づくり
- イ 誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり
- ウ 医療における質の向上と連携の促進
- エ アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり

#### 4 計画の達成目標及び目標達成に向けた重点課題

- (1) 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防  
※「きょうと健やか 21（第 2 次）」より不適切飲酒の目標を記載
- (2) アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備  
地域における相談拠点の明確化、専門医療機関の整備を平成 29 年度中に実施

#### 5 取組の方向性、基本的施策

##### (1) 発生予防（1 次予防）

アルコール健康障害に関する府民の正しい理解を深めるため、アルコール健康障害に関する啓発と依存症に対する偏見解消に向けた取組の推進

###### ア 教育の振興等

- ・小学校から大学等の教職員、保護者に対する健康障害に対する理解促進、普及啓発
- ・「アルコール健康障害対策マップ（仮称）」の作成と成人式・大学入学式等での啓発

###### イ 若者等への飲酒強要等の防止

- 大学生等の一気飲みや不適切な飲酒による死亡事故、事件等の事例を踏まえ、次の取組を実施
- ・大学コンソーシアム京都と協働し、不適切な飲酒防止を推進する「学生啓発リーダー」を養成

- ・飲食業協同組合等と協働し、酒類を提供する飲食店等への強要防止に向けた取組
- ウ 不適切な飲酒への対策**
  - ・学校教育（未成年者）と市町村、医療機関（妊婦）と協働した普及啓発
- エ アルコール依存症の正しい知識の普及**
  - ・「アルコール関連問題セミナー」「こころの健康推進員」活動を通じ、正しい知識を普及
- オ 飲酒運転防止**
  - ・「飲酒運転根絶府民運動」での取組（ハンドルキーパー運動、飲食店等での公共交通機関利用促進）
- カ 様々な機関が連携した相談体制構築**
  - ・飲酒運転、暴力、虐待等の関係機関、民生児童委員、薬局やSKYセンターの取組も含めた連携相談体制構築
  - 各種関係機関との連携においてアルコール依存症への予防も含めた相談を実施

## （２）進行予防（２次予防）

医療、保健、福祉などの関係機関・団体等と連携し、アルコール健康障害の早期発見、早期介入の取組を推進

- ア 「アルコール依存症に対する適切な医療を提供することができる専門医療機関」の設置**
  - ・研究、治療及び人材育成の推進のため拠点医療機関を指定（「いわくら病院」を想定）
  - ・依存症が疑われる者を適切な治療に結びつけるため、医療関係者の技術向上
- イ アルコール医療の推進と連携強化**
  - ・関係機関相互の連携強化を目的とした「かかりつけ医等アルコールゲートキーパー研修（仮称）」の開催。研修受講者を中心に、既存の協議会等を活用した地域における支援ネットワークを構築。
- ウ 健康診断及び保健指導**
  - ・健康診断及び保健指導に関わる従事者による、問題の早期発見や適切な助言及び各種取組の周知
- エ 人材養成**
  - ・医療等従事者の人材養成、意識向上に向け、国段階での研修参加を促進
  - ・保健師、地域包括支援センター等の専門職員が「アルコール関連問題セミナー」の参加を通じ、相談支援を行う人材を養成
- オ 調査研究の実施**
  - ・福祉、自助グループ等との連携体制等の調査研究を実施

## （３）再発予防（３次予防）

医療・保健・福祉活動の充実、相談支援機能の強化、自助グループの活動支援等を行い、アルコール健康障害の再発防止・回復支援を推進

- ア 「アルコール依存症に対する適切な医療を提供することができる専門医療機関」の設置（再掲）**
- イ 地域における相談拠点の明確化**
  - ・気軽に相談できる相談拠点を明確化、「対策マップ（仮称）」を通じて相談拠点を周知
- ウ 家族支援体制の整備**
  - ・アルコール健康障害を有する方の家族に対して学習会及び意見交換会を実施
- エ 飲酒運転をした者に対する指導等**
  - ・アルコール依存症が疑われる場合、関係機関が連携し、専門機関への繋ぎの実施
- オ 社会復帰支援**
  - ・アルコール依存症が精神障害者保健福祉手帳の対象となることの周知
  - ・京都ジョブパーク等と連携し、依存症の理解促進、就労及び復職の支援の実施
  - ・アルコール依存症者の社会復帰促進及び家族支援のための、「アルコール依存症セミナー」を開催
- カ 民間団体の活動支援**
  - ・自助グループや関連団体の活動を支援

## 7 推進体制等

### （１）関連施策との有機的な連携

京都府保健医療計画等、交通安全府民運動との連携

### （２）見直しの考え方及び計画の推進体制

「京都府アルコール健康障害対策推進会議」を設置し、議論